

# ○平成30年7月豪雨災害(林業関係)の被災者の皆様へ

このたびの豪雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。  
被害に応じて以下の制度が利用できますので、詳しくは相談窓口へご連絡願います。

## ○資金融資関係

制度の種類	制度の内容
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設)	災害により樹苗に係る資金が必要な方は、低利融資が受けられます。 (※日本政策金融公庫) ①対象者 森林所有者、法人等 ②貸付限度額 必要額の80% ③貸付利率 0.20%~0.24%(平成30年6月20日現在) ④償還期間 15年以内(据置期間5年以内)
農林漁業セーフティネット 資金 (災害資金)	当面の造林資材もしくは簡易な補修費等の資金、または、収入の減少を補填するための資金が必要な方は、融資が受けられます。(※日本政策金融公庫) ①融資限度額 600万円(特認 年間経営費又は粗収入の3/12以内) ②融資利率 0.20%(平成30年6月20日現在) ③融資期間 10年以内(据置期間3年以内)
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	素材生産や造林施設等の復旧のための資金が必要な方は融資が受けられます。(※日本政策金融公庫) ①融資限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円(特例600万円)のいずれか低い額 ②融資利率 0.20%~0.24%(平成30年6月20日現在) ③融資期間 15年以内(据置期間3年以内)
林業改善資金の支払猶予	林業・木材産業改善資金を既に借り受けている方は、定期償還金の償還猶予が受けられます。 ただし、最終償還期限の変更はできません。

## ○補助事業関係

造林補助事業	気象災害等により被害を受けた方は、森林被害跡地の復旧造林や森林作業道の復旧に対する補助を受けることができます。 ①補助要件 1施行地 0.1ha以上のもの ②補助内容 被害木等の整理、跡地造林、森林作業道の改良等 ③補助率 36% ~ 68% ※ 森林作業道の復旧については、森林整備と一体的に実施するもの
(国庫補助) 災害関連緊急治山事業 「県営」	保安林あるいは保安林に指定されることが確実な民有林で、災害により新たに発生又は拡大した荒廃山地では、県が緊急に復旧整備を行います。 【要件】 重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要のあるもの、公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの等
(国庫補助) 復旧治山事業 「県営」	保安林あるいは保安林に指定されることが確実な民有林で、山腹崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃地では、県が復旧整備を行います。 【要件】 市街地又は集落(人家10戸以上)の保護 主要公共施設(学校、官公署等)の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの等
(国庫補助) 林地崩壊防止事業 「市町村営」	民有地で、激甚災害により被災した林地の復旧に取り組むことができます。(市町村)
(県単) 県単独治山事業 「県営」	保安林あるいは保安林に指定されることが確実な民有林で、上記国庫補助の対象とならない緊急に復旧すべき小規模な林地の災害は、県が復旧整備を行います。
(県単) 県単独治山事業 「市町村営」	民有林で、上記国庫補助及び県単独治山事業(県営)の対象とならない緊急に復旧すべき小規模な林地の災害は、市町村が復旧整備を行います。